

食安発第0604003号
平成21年6月4日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第119号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第325号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれない。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

第1 改正の概要

1 省令関係

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、イソバレルアルデヒド、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン及びバレルアルデヒドを省令別表第1に追加すること。
- (2) 法第10条の規定に基づき、デンプンリン酸エステルナトリウムを省令別表第1より削除すること。

2 告示関係

- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬アメトリン、インダノファン、エチプロール、オリサストロビン、カフェンストロール、ジクロルミド、ジメトモルフ、1-ナフタレン酢酸、ハロスルフロンメチル、ピラフルフェンエチル、フェンアミドン、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルベンジアミド、ベンゾビシクロン、ベンチアバリカルブイソプロピル、ベンフレセート、マンジプロパミド及びメフェナセット並びに農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン及びオキシリニック酸並びに動物用医薬品ベンゾカインについて食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、イソバレルアルデヒド、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン及びバレルアルデヒドの使用基準及び成分規格を設定すること。
- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、デンプンリン酸エステルナトリウムの使用基準及び成分規格を削除すること。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を設定するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成21年12月4日から適用されるものであること。

農薬等	食 品
アメトリン	とうもろこし、さといも類、やまいも、さとうきび、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
イソプロチオラン	すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、

	パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイス
インダノファン	米
エチプロール	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒード、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
オキシリニック酸	米、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、その他のいも類、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、に

	んにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、ネクタリン、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏の食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
カフェンストロール	米
ジクロルミド	とうもろこし
ジメトモルフ	ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ピーマン、なす、その他のなす科野菜及びその他の果実
1-ナフタレン酢酸	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、んにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、グレープフルーツ、ライム、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブ

ハロスルフロンメチル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、大豆、えんどう、そら豆、らつかせい、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
ピラフルフェンエチル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルー

	ツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
フェンアミドン	にら、たけのこ及びかき
フルトラニル	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、芽キャベツ、ねぎ、みつば、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、しょうが、日本なし、西洋なし、いちご及びその他のスパイス
ベンゾビシクロン	米
ベンフレセート	米及び綿実
メフェナセット	米

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

イソバレルアルデヒド、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン及びバレルアルデヒドについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準を設定することから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

2 添加物の表示関係

イソバレルアルデヒド、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン及びバレルアルデヒド並びにそれらを含む食品及び添加物製剤については、法第19条第1項の規定に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。

なお、今回の省令及び告示の改正に伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成8年5月23日付け衛化第56号厚生省生活衛生局長通知）の一部を次のように改正する。

（1）別紙1「簡略名一覧表」中デンプンリン酸エステルナトリウムの項を削る。

(参考)

別紙1「簡略名一覧表」

新旧対応表（下線部が改正部分）

(改正後)

物質名	簡略名
(略)	(略)
デンプングリコール酸ナトリウム	加工デンプン、デンプングリコール酸 Na
銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリン Na、銅葉緑素
(略)	(略)

(改正前)

物質名	簡略名
(略)	(略)
デンプングリコール酸ナトリウム	加工デンプン、デンプングリコール酸 Na
<u>デンプンリン酸エステルナトリウム</u>	<u>加工デンプン、デンプンリン酸エステル Na</u>
銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリン Na、銅葉緑素
(略)	(略)

(2) 別紙3「規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示」の右欄中デンプンリン酸エステルナトリウムを削る。

(参考)

別紙3「規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示」

新旧対応表（下線部が改正部分）

(改正後)

(略)	(略)	(略)
4	増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料	(略) デンプングリコール酸ナトリウム ポリアクリル酸ナトリウム (略)
(略)	(略)	(略)

(改正前)

(略)	(略)	(略)
4	増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料	(略) デンプングリコール酸ナトリウム <u>デンプンリン酸エステルナトリウム</u> ポリアクリル酸ナトリウム (略)
(略)	(略)	(略)

(3) 別紙4「各一括名の定義及びその添加物の範囲」中、「7 香料」の(3)を次のように改める。

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

アセトアルデヒド	アセト酢酸エチル
アセトフェノン	アニスアルデヒド
アミルアルコール	α -アミルシンナムアルデヒド
アントラニル酸メチル	イオノン
イソアミルアルコール	イソオイゲノール
イソブチルアルデヒド	イソ吉草酸イソアミル
イソ吉草酸エチル	イソチオシアネート類
イソチオシアン酸アリル	イソバレルアルデヒド
イソブタノール	イソプロパノール
インドール及びその誘導体	γ -ウンデカラクトン
エステル類	2-エチル-3,5-ジメチルピラジン 及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物
エチルバニリン	2-エチル-3-メチルピラジン
エーテル類	オイゲノール
オクタナール	オクタン酸エチル
ギ酸イソアミル	ギ酸ゲラニル
ギ酸シトロネリル	ケイ皮酸
ケイ皮酸エチル	ケイ皮酸メチル
ケトン類	ゲラニオール
酢酸イソアミル	酢酸エチル
酢酸ゲラニル	酢酸シクロヘキシル
酢酸シトロネリル	酢酸シンナミル
酢酸テルピニル	酢酸フェネチル
酢酸ブチル	酢酸ベンジル
酢酸1-メンチル	酢酸リナリル
サリチル酸メチル	シクロヘキシルプロピオン酸アリル
シトラール	シトロネラール
シトロネロール	1,8-シオネール
脂肪酸類	脂肪族高級アルコール類
脂肪族高級アルデヒド類	脂肪族高級炭化水素類
2,3-ジメチルピラジン	2,5-ジメチルピラジン
2,6-ジメチルピラジン	シンナミルアルコール
シンナムアルデヒド	チオエーテル類
チオール類	デカナール
デカノール	デカン酸エチル
2,3,5,6-テトラメチルピラジン	テルピネオール

テルペン系炭化水素類
γ-ノナラクトン
パラメチルアセトフェノン
ヒドロキシシトロネラール

ピペロナール
フェニル酢酸イソブチル
フェノールエーテル類
ブタノール
フルフラール及びその誘導体
プロピオン酸
プロピオン酸エチル
ヘキサン酸
ヘキサン酸エチル
1-ペリルアルデヒド
ベンズアルデヒド
芳香族アルデヒド類
マルトール
5-メチルキノキサリン
2-メチルブタノール
1-メントール
酪酸イソアミル
酪酸シクロヘキシル
ラクトン類
別添2に掲げる添加物

2,3,5-トリメチルピラジン
バニリン
バレルアルデヒド
ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
フェニル酢酸イソアミル
フェニル酢酸エチル
フェノール類
ブチルアルデヒド
プロパノール
プロピオン酸イソアミル
プロピオン酸ベンジル
ヘキサン酸アリル
ヘプタン酸エチル
ベンジルアルコール
芳香族アルコール類
d-ボルネオール
N-メチルアントラニル酸メチル
メチルβ-ナフチルケトン
d l-メントール
酪酸
酪酸エチル
酪酸ブチル
リナロオール

(参考)

別紙4「各一括名の定義及びその添加物の範囲」

新旧対応表（下線部分が改正部分）

(改正後)

(改正前)

7 香料

(1) 定義 (略)

(2) 一括名 (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的
で使用する場合。

(略)

イソチオシアン酸アリル イソバレルアルデヒド

イソブタノール イソプロパノール

(略)

7 香料

(1) 定義 (略)

(2) 一括名 (略)

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的
で使用する場合。

(略)

イソチオシアン酸アリル

イソブタノール イソプロパノール

(略)

脂肪族高級アルデヒド類	脂肪族高級炭化水素類	脂肪族高級アルデヒド類	脂肪族高級炭化水素類
<u>2,3-ジメチルピラジン</u>	<u>2,5-ジメチルピラジン</u>		
<u>2,6-ジメチルピラジン</u>	シンナミルアルコール		シンナミルアルコール
(略)	(略)		(略)
パラメチルアセトフェノン	<u>バレラルデヒド</u>	パラメチルアセトフェノン	
ヒドロキシシトロネラル	ヒドロキシシトロネラル	ヒドロキシシトロネラル	ヒドロキシシトロネラル
	ジメチルアセタール		ルジメチルアセタール
(略)	(略)	(略)	(略)

3 省令別表第1からの削除関係

省令別表第1から削除されるデンプンリン酸エステルナトリウムについては、法第10条の規定に基づき、本品目並びにこれを含む製剤及び食品は、その販売、又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列が禁止されるものであること。

なお、本品目については、類似の品目であるリン酸化デンプンが既に添加物として指定されているとともに、使用等の実態を調査した結果、輸入品等を含めて添加物としての使用実態はないことが確認されたため、今般別表第1からの削除されるものであること。

4 残留基準関係

- (1) 今回残留基準を設定するオリサストロビンとは、オリサストロビン及び(2E)-2-(メトキシイミノ)-2-{2-[(3E, 5Z, 6E)-5-(メトキシイミノ)-4, 6-ジメチル-2, 8-ジオキサ-3, 7-ジアザノナ-3, 6-ジエン-1-イル]フェニル}-N-メチルアセトアミドをオリサストロビン含量に換算したものの和をいうこと。
- (2) 今回残留基準を設定するカフェンストロールとは、魚介類においては、カフェンストロール及び3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1, 2, 4-トリアゾールをカフェンストロール含量に換算したものの和をいい、その他の食品については、カフェンストロールのみをいうこと。
- (3) 今回残留基準を設定する1-ナフタレン酢酸には、抱合体が含まれること。
- (4) 今回残留基準を設定するフェンアミドンとは、畜水産物にあつては、フェンアミドン及び5-メチル-5-フェニルイミダゾリジン-2, 4-ジオンをフェンアミドン含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフェンアミドンのみをいうこと。
- (5) 今回残留基準を設定するフルトラニルとは、畜産物にあつては、フルトラニル及び α , α , α -トリフルオロ-3'-ヒドロキシ- α -トルアニリドをフルトラニル含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフルトラニルのみをいうこと。なお、 α , α , α -トリフルオロ-3'-ヒドロキシ- α -トルアニリドには、遊離体、グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体が含まれること。

第4 その他

法に基づく残留基準値の改正に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく1-ナフタレン酢酸、フルセトスルフロン及びマンジプロパミドの農薬としての登録並びにイソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、ジメトモルフ、ピラフルフェンエチル、フルトラニル、フルベンジアミド、ベンチアバリカルブイソプロピル及びメフェナセットに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、インダノファン、エチプロール、オリサストロビン、カフェンストロール、ジクロルミド、ハロスルフロンメチル、フルセトスルフロン、フルトラニル、ベンフレセート、マンジプロパミド及びメフェナセットの試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

アトリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.05	0.3
さといも類	●	0.3
やまいも	●	0.3
さとうきび	● 0.05	0.2
すいか	●	0.4
メロン類果実	●	0.4
まくわうり	●	0.4
みかん	●	0.4
なつみかんの果実全体	●	0.4
レモン	●	0.4
オレンジ	●	0.4
グレープフルーツ	●	0.4
ライム	●	0.4
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.4
りんご	●	0.4
日本なし	●	0.4
西洋なし	●	0.4
マルメロ	●	0.4
びわ	●	0.4
もも	●	0.4
ネクタリン	●	0.4
あんず	●	0.4
すもも	●	0.4
うめ	●	0.4
おうとう	●	0.4
いちご	●	0.4
ラズベリー	●	0.4
ブラックベリー	●	0.4
ブルーベリー	●	0.4
クランベリー	●	0.4
ハuckleベリー	●	0.4
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.4
ぶどう	●	0.4
かき	●	0.4
バナナ	●	0.4
キウイ	●	0.4
パパイヤ	●	0.4
アボカド	●	0.4
パイナップル	● 0.05	0.4
グアバ	●	0.4
マンゴー	●	0.4
パッションフルーツ	●	0.4
なつめやし	●	0.4
その他の果実 ²⁰	●	0.4

アトリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ひまわりの種子	●	0.4
ごまの種子	●	0.4
べにばなの種子	●	0.4
綿実	●	0.4
なたね	●	0.4
その他のオイルシード ²¹	●	0.4
ぎんなん	●	0.4
くり	●	0.4
ペカン	●	0.4
アーモンド	●	0.4
くるみ	●	0.4
その他のナッツ類 ²²	●	0.4
その他のスパイス ²³	●	0.4
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05

イソプロチオラン(殺菌剤／牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2	2
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	● 0.03	0.1
おうとう	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	●	0.1

イソプロチオラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1
その他のスパイス ²³	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	

インダノファン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.04	

エチプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁷	●	0.02
大豆	○ 0.2	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁸	●	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁹	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ¹⁴	●	0.02
きゅうり	●	0.02
かぼちや	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁵	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	○ 0.5	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.02
その他の野菜 ¹⁷	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	○ 1	0.5
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず	●	0.02
すもも	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ²⁰	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ²¹	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ²²	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	○ 10	10
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²³	●	0.02
その他のハーブ ²⁴	●	0.02
魚介類	○ 0.09	

オキシリニック酸(殺菌剤／細菌性疾病に対する予防及び治療)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.3	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類	●	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも	●	0.5
こんにやくいも	○ 0.5	0.5
その他のいも類 ⁹	●	0.5
だいこん類の根	● 0.05	0.2
だいこん類の葉	○ 2	2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	2
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	● 0.2	2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 2	2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	●	2
レタス	● 0.7	2
その他のきく科野菜 ¹¹	●	2

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ	○ 2	2
にんにく	● 0.05	0.1
にら	●	2
アスパラガス	● 0.7	2
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ¹²	● 0.3	2
にんじん	○ 0.2	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	○ 2	2
セロリ	● 1	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹³	●	2
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	0.2
しょうが	●	0.2
その他の野菜 ¹⁷	●	2
りんご	●	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	●	0.5
うめ	○ 20	
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
その他のスパイス ²³	●	2
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.1	1
豚の筋肉	● 0.02	1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	● 0.1	1
豚の肝臓	● 0.02	1
牛の腎臓	● 0.1	1
豚の腎臓	● 0.02	1
牛の食用部分	● 0.1	1
豚の食用部分	● 0.02	1

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	● 0.03	1
鶏の脂肪	○ 0.1	0.1
鶏の肝臓	● 0.04	1
鶏の腎臓	● 0.04	1
鶏の食用部分	● 0.06	1
鶏の卵	●	0.05
その他の家さん ²⁶ の卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.06	0.06
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.03
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.03	0.03

オリサストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.2	

カフェンストロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.02	0.1
魚介類	○ 0.2	

ジクロルミド(薬害軽減剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
とうもろこし	●	0.05

ジメトモルフ(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 2.0	2.0
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2.0	2.0
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	20
カリフラワー	○ 2.0	2.0
ブロッコリー	● 1	2.0
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	● 0.02	20
レタス	○ 10	10
たまねぎ	○ 2.0	2.0
ねぎ	○ 2	2
にんにく	○ 2.0	2.0
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 2.0	2.0
トマト	○ 3	3
ピーマン	● 1	1.5
なす	● 1	1.5
その他のなす科野菜 ¹⁴	● 1	1.5
きゅうり	○ 0.7	0.7
かぼちや	○ 1	1
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.5	0.5
オクラ	○ 1	
えだまめ	○ 10	10
その他の野菜 ¹⁷	○ 10	
みかん	○ 0.5	
いちご	○ 0.05	
ぶどう	○ 5	5
パイナップル	○ 0.01	
その他の果実 ²⁰	● 1	1.5
ホップ	○ 80	60
その他のスパイス ²³	○ 15	1.5
その他のハーブ ²⁴	○ 20	20

ジメトモルフ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家さん ²⁶ の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家さんの卵	○ 0.01	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	
干しぶどう	○ 5	

1-ナフタレン酢酸(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ⁷	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁸	●	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁹	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類の根	●	0.1
だいこん類の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁴	●	0.1
きゅうり	●	0.1
かぼちや	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁵	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.1
その他の野菜 ¹⁷	●	0.1
みかん	○ 0.5	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	○ 0.1	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.3	1
西洋なし	● 0.3	1
マルメロ	● 0.3	1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう	○ 0.1	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	○ 0.1	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ²³	○ 20	0.1
その他のハーブ ²⁴	●	0.1

ハロスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁷	○ 0.05	0.05
大豆	●	0.02
小豆類	○ 0.05	0.05
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁸	○ 0.05	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁹	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類の根	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.02

ハロスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	● 0.2	0.8
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.02
トマト	○ 0.05	0.05
ピーマン	○ 0.05	0.05
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 0.05	0.05
きゅうり	○ 0.5	0.5
かぼちや	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.02
その他の野菜 ¹⁷	○ 0.05	0.05
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.02

ハロスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず	●	0.02
すもも	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ²⁰	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ²¹	●	0.02
ぎんなん	●	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ²²	○ 0.05	0.05

ハロスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²³	○ 0.05	0.05
その他のハーブ ²⁴	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	● 0.1	0.2
豚の肝臓	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.2
牛の腎臓	● 0.1	0.2
豚の腎臓	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.1	0.2
牛の食用部分	● 0.1	0.2
豚の食用部分	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	0.2
乳	○	0.01
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01

ピラフルフェンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
小麦	● 0.02	0.1
大麦	● 0.02	0.1
ライ麦	● 0.02	0.1
とうもろこし	● 0.02	0.1
そば	● 0.02	0.1
その他の穀類 ⁷	● 0.02	0.1
大豆	○ 0.05	0.01
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	● 0.05	0.1
その他のいも類 ⁹	●	0.1
だいこん類の根	● 0.02	0.1
だいこん類の葉	● 0.02	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.02	0.1
キャベツ	● 0.02	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
しょうが	●	0.1
えだまめ	○ 0.05	0.01
その他の野菜 ¹⁷	●	0.1
みかん	● 0.02	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.02	0.1
レモン	● 0.02	0.1
オレンジ	● 0.02	0.1
グレープフルーツ	● 0.02	0.1
ライム	● 0.02	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	● 0.02	0.1
りんご	● 0.02	0.1
日本なし	● 0.02	0.1
西洋なし	● 0.02	0.1
マルメロ	● 0.02	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	● 0.02	0.1
あんず	● 0.02	0.1
すもも	● 0.02	0.1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう	● 0.02	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	● 0.02	0.1
ブラックベリー	● 0.02	0.1
ブルーベリー	● 0.02	0.1
クランベリー	● 0.02	0.1
ハックルベリー	● 0.02	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	● 0.02	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	● 0.02	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
バナナ	● 0.02	0.1
キウイ	●	0.1
パパイア	● 0.02	0.1
アボカド	● 0.02	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	● 0.02	0.1
マンゴー	● 0.02	0.1
パッションフルーツ	● 0.02	0.1
なつめやし	● 0.02	0.1
その他の果実 ²⁰	● 0.02	0.1
綿実	○ 0.05	0.04
ぎんなん	● 0.02	0.1
くり	● 0.02	0.1
ペカン	● 0.02	0.1
アーモンド	● 0.02	0.1
くるみ	● 0.02	0.1
その他のナッツ類 ²²	● 0.02	0.1
茶	○ 0.05	
その他のスパイス ²³	● 0.05	0.1
その他のハーブ ²⁴	●	0.1

フェンアミドン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁹	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 5.0	
芽キャベツ	○ 5.0	
カリフラワー	○ 5.0	
ブロッコリー	○ 5.0	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 5.0	
レタス	○ 20	20
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ	○ 1.5	1.5
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	●	1.5
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 1.5	1.5
にんじん	○ 0.15	
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1.0	
なす	○ 1.0	
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 3	
きゅうり	○ 0.3	0.3
かぼちや	○ 0.15	0.15
しろうり	○ 0.15	0.15
すいか	○ 0.15	0.15
メロン類果実	○ 0.15	0.15
まくわうり	○ 0.3	0.15
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.15	0.15
たけのこ	●	0.02
しょうが	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁷	○ 0.02	0.02
いちご	○ 0.02	
ぶどう	○ 3	3
かき	●	1
ひまわりの種子	○ 0.02	
綿実	○ 0.02	
その他のスパイス ²³	○ 0.02	0.02
その他のハーブ ²⁴	○ 5.0	1.5

フェンアミドン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
羊の筋肉	○ 0.1	0.1
山羊の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
羊の脂肪	○ 0.1	0.1
山羊の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
羊の肝臓	○ 0.1	0.1
山羊の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
羊の腎臓	○ 0.1	0.1
山羊の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.1	0.1
羊の食用部分	○ 0.1	0.1
山羊の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.02	0.02
トマトピューレー	○ 2.0	2.0
トマトペースト	○ 2.2	2.2

フルセトスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.05	

フルトラニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2.0	2.0
小麦	○ 2.0	2.0
大豆	● 0.5	1.0
小豆類	●	1
えんどう	●	1
そら豆	●	1
らつかせい	○ 0.5	0.5
その他の豆類 ⁸	●	1
ばれいしよ	● 0.2	0.5
こんにやくいも	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 1.0	1.0
キャベツ	○ 2.0	2.0
芽キャベツ	●	2.0
レタス	○ 3.0	3.0
その他のきく科野菜 ¹¹	○ 2.0	2.0
ねぎ	● 1	2.0
みつば	● 2	5.0
トマト	● 0.05	2.0
ピーマン	● 0.7	2.0
なす	● 0.05	2.0
きゅうり	● 0.05	2.0
ほうれんそう	○ 2.0	2.0
しょうが	● 1	2.0
えだまめ	○ 2.0	2.0
その他の野菜 ¹⁷	○ 1.0	
日本なし	● 2	5.0
西洋なし	● 2	5.0
いちご	● 3	5
その他のスパイス ²³	●	1
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.08
豚の脂肪	○ 0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.08
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
豚の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05

フルトラニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 2	
米ぬか	○ 10	10
精米	○ 1	1

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	0.3
だいこん類の根	○ 0.03	0.03
だいこん類の葉	○ 10	10
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 3	3
レタス	○ 15	15
ねぎ	○ 3	3
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 3	
なす	○ 1	
きゅうり	○ 0.7	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	0.7
西洋なし	○ 1	0.7
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	
おうとう	○ 2	
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	
茶	○ 40	40

ベンゾカイン(鎮静・麻酔剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(貝類に限る。)	○ 0.05	0.05

ベンゾビシクロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.05	
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ	○ 0.7	
トマト	○ 2	1
なす	○ 2	
きゅうり	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	
ぶどう	○ 2	2

ベンフレセート(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
綿実	●	0.1
魚介類	○ 0.07	

マンジプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.2	
小豆類	○ 0.1	
ばれいしょ	○ 0.02	
さといも類	○ 0.01	
かんしょ	○ 0.01	
やまいも	○ 0.01	
その他のいも類 ⁹	○ 0.01	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 3	
芽キャベツ	○ 3	
ケール	○ 20	
こまつな	○ 20	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 20	
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
しゅんぎく	○ 20	
レタス	○ 20	
その他のきく科野菜 ¹¹	○ 20	
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ	○ 3	
にんにく	○ 0.05	
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 3	
パセリ	○ 20	
セロリ	○ 20	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 1.0	
なす	○ 1.0	
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 5.0	
きゅうり	○ 0.3	
かぼちや	○ 0.3	
しろうり	○ 0.3	
すいか	○ 0.3	
メロン類果実	○ 0.3	
まくわうり	○ 0.3	
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.3	
ほうれんそう	○ 20	
オクラ	○ 1.0	
しょうが	○ 0.01	
その他の野菜 ¹⁷	○ 20	
ぶどう	○ 2	
その他の果実 ²⁰	○ 1.0	
その他のハーブ ²⁴	○ 20	

メフェナセット(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.8	

参考

- :平成21年6月4日施行
●:平成21年12月4日施行
残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- 今回残留基準を設定するオリサストロビンとは、オリサストロビン及び(2E)-2-(メキシイミノ)-2-{2-[(3E, 5Z, 6E)-5-(メキシイミノ)-4, 6-ジメチル-2, 8-ジオキサー-3, 7-ジアザノナ-3, 6-ジエン-1-イル]フェニル}-N-メチルアセトアミドをオリサストロビン含量に換算した和をいうこと。
- 今回残留基準を設定するカフェンストロールとは、魚介類においては、カフェンストロール及び3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1, 2, 4-トリアゾールをカフェンストロール含量に換算した和をいい、その他の食品については、カフェンストロールのみをいうこと。
- 今回残留基準を設定する1-ナフタレン酢酸には、抱合体が含まれること。
- 今回残留基準を設定するフェンアミドンとは、畜水産物にあつては、フェンアミドン及び5-メチル-5-フェニルイミダゾリジン-2,4-ジオンをフェンアミドン含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフェンアミドンのみをいうこと。
- 今回残留基準を設定するフルトラニルとは、畜産物にあつては、フルトラニル及び α , α , α -トリフルオロ-3'-ヒドロキシ-*o*-ートルアニリドをフルトラニル含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフルトラニルのみをいうこと。なお、 α , α , α -トリフルオロ-3'-ヒドロキシ-*o*-ートルアニリドには、遊離体、グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体が含まれること。
- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

14.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

16.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

18.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

25.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

26.「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

27.「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。